

一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の適用について

一戸建て住宅に設置する浄化槽について、以下の1及び2に適合する場合は、日本工業規格 A 3302 (建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準):2000 (以下、「JIS A 3302」という。)の「2. 建築用途別処理対象人員算定基準」に規定するただし書を適用し、処理対象人員を5人とすることができるものとする。

本取扱いの適用を受けようとする者は、浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽設置届出書に様式1及び様式2を添えて、神戸市浄化槽指導要綱に定める手続きを行うこと。

## 1. 対象住宅

対象となる住宅は、次に掲げる全ての要件に適合する住宅（既存の住宅に限るものとし、台所及び浴室が2以上ある住宅及びその他対象住宅とすることが適切でない判断されるものを除く。）とする。

- (1) JIS A 3302の表における建築用途が 住宅施設関係 イ住宅 に該当する建物（一戸建ての住宅で延べ面積が130㎡を超えるものに限る。）であること。
- (2) 実居住人員（居住人員の増加の予定がある場合は、増加後の居住人員（以下「予定居住人員」という。）とする。）が3人以下であること。
- (3) 申請に係る住宅の予測水道使用量（次のいずれかの方法により算定した値）が1㎡/日以下であることを証明できること。

イ 水道のみを使用している場合は年間最大水道使用量実績値とする。ただし、居住人員の増加の予定がある場合にあっては、年間最大水道使用量実績値を実居住人員で除した値に予定居住人員を、従前がくみ取便所の場合にあっては、年間最大水道使用量実績値に200/150を、それぞれの場合に応じて乗じて得た値とする。

ロ 水道に加え井戸水等を使用している場合（メーターの設置その他適当な方法により年間最大井戸水等使用量実績値を提出できる場合に限る。）はイの方法によるものとし、「年間最大水道使用量実績値」を「年間最大水道使用量実績値に年間最大井戸水等使用量実績値を加えた値」と読替えて算定した値とする。

- (4) 状況の変化等により(1)から(3)の基準に適合しなくなった場合においては、新たな浄化槽の設置も含め適切な対応が可能であること。

## 2. 維持保全

維持保全について、確約書（様式2）の内容を確約できる者であること。

本取扱いは、当分の間、浄化槽法第5条第1項の規定による届出に限るものとする。

本取扱いは、平成27年4月1日から適用する。

### 【関連法令等】

建築基準法第31条第2項、第36条、同施行令第32条、昭和44年建設省告示第3184号

浄化槽法第5条

平成25年7月31日廃棄物対策課浄化槽推進室長「浄化槽整備事業の効率的な実施について」

平成25年8月21日国土交通省住宅局建築指導課「浄化槽整備事業について」（事務連絡）

(様式1)

年 月 日

特定行政庁（神戸市長）様  
神戸市長 様

設置者  
住 所  
氏 名

一戸建て住宅の浄化槽処理対象人員算定基準のただし書の適用（願い）

私の住宅については使用状況が下記のとおりであり、浄化槽の処理対象人員が『建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302：2000）』の建築物用途別処理対象人員算定基準の表による算定では明らかに実情に添わないため、同算定基準ただし書の適用をお願いします。この願書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 設置場所		
2. 住宅の延べ面積	m <sup>2</sup>	
3. 従前に設置している浄化槽	無 ・ 有（単独 ・ 合併 人槽）	
4. 居住人員	実居住人員 ※1	人
	予定居住人員 ※2	人
5. 井戸水等使用の有無	1 使用していない 2 使用している	
6. 年間最大水道使用量実績 ※3	m <sup>3</sup> /日	
7. 年間最大井戸水等使用量実績 ※4	m <sup>3</sup> /日	
8. 予測水道使用量 ※5	m <sup>3</sup> /日	

(裏)

- ※1 現在居住している人員数を記載してください。
- ※2 子供の出生等により世帯人員が増加する予定がある場合は、その人員数を含めた人員数を記載してください。また、世帯人員が増加する予定がない場合は、実居住人員を記載してください。
- ※3 水道使用の場合は、最近1年間の水道使用量を明らかにする資料（水道局発行：納入証明書又は「ご使用水量・料金のお知らせ」の写し）のうち、最も使用量の多い期間の使用量を1日あたりに換算して求めた値を記載してください。  
また、最近1年間の水道使用量を明らかにする資料を添付してください。

(例1) 年間最大水道使用量実績の算出方法

使用期間	使用量
平成〇〇年4月・5月	27m <sup>3</sup>
6月・7月	28m <sup>3</sup>
8月・9月	29m <sup>3</sup>
10月・11月	27m <sup>3</sup>
12月・平成〇〇年1月	26m <sup>3</sup>
2月・3月	24m <sup>3</sup>

➔

年間最大水道使用量実績 $29\text{m}^3 \div 61\text{日} = 0.48\text{m}^3/\text{日}$
---

- ※4 井戸水等を使用している場合は、最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料（メーター等を設置して井戸水等の使用量が把握できる場合に、概ね2ヶ月ごとにその使用量を記録した資料）のうち、最も使用量の多い期間の使用量を1日あたりに換算して求めた値を記載してください。また、最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料を添付してください。

※5 予測水道使用量

- ・水道のみを使用している場合の予測水道使用量 (m<sup>3</sup>/日)  
年間最大水道使用量実績 (m<sup>3</sup>/日) ÷ 実居住人員 × 予定居住人員

(例2) 現在居住している人員が2人で居住者数に変動がない場合

$$\text{予測水道使用量 (m}^3/\text{日)} = 0.48\text{m}^3/\text{日} \div 2\text{人} \times 2\text{人} = 0.48\text{m}^3/\text{日}$$

(例3) 現在居住している人員が2人で6ヵ月後に居住者が1人増える予定がある場合

$$\text{予測水道使用量 (m}^3/\text{日)} = 0.48\text{m}^3/\text{日} \div 2\text{人} \times 3\text{人} = 0.72\text{m}^3/\text{日}$$

- ・井戸水等を使用している場合の予測水道使用量 (m<sup>3</sup>/日)  
{年間最大水道使用量実績 (m<sup>3</sup>/日) + 年間最大井戸水等使用量実績 (m<sup>3</sup>/日)} ÷ 実居住人員 × 予定居住人員
- ・従前がくみ取便所である場合の予測水道使用量 (m<sup>3</sup>/日)  
上記で得た値 × 200/150

(例4) 従前がくみ取便所で現在居住している人員が2人の場合であって居住者数に変動がない場合

$$\text{予測水道使用量 (m}^3/\text{日)} = 0.48\text{m}^3/\text{日} \times 200/150 = 0.64\text{m}^3/\text{日}$$

(様式2)

## 確 約 書

年 月 日

特定行政庁（神戸市長）様  
神 戸 市 長 様

住所  
氏名

延べ面積が130㎡を超える住宅において5人槽の合併処理浄化槽を設置するにあたり、下記の事項を確約します。

1. 日平均水道使用量（井戸水等を使用する場合は井戸水等の使用量を加算した使用量）が、1 m<sup>3</sup>を超えないよう管理します。
2. 居住人員が増加した場合及び日平均水道使用量が1 m<sup>3</sup>を超える場合、放流水質が悪化しないよう合併処理浄化槽を入れ替えるなど適切に処置します。
3. 設置後、浄化槽法に基づき、指定検査機関が実施する水質検査（7条検査）及び毎年1回の法定検査（11条検査）を必ず受検します。これらとあわせて、同法に定める回数回の保守点検、清掃を行い、合併処理浄化槽からの放流水質を良好に保つため、適正に維持保全します。  
また、定期検査の結果等により水質その他については是正指導があった場合には、すみやかに対処します。
4. 住宅から他の用途（物販店、飲食店等）へ建築物の用途を変更しようとする場合は、あらかじめ所管する行政機関へ相談し、指導に従い、適切な対応をいたします。
5. 浄化槽管理者（浄化槽設置者に同じ。）を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持ってこの確約を承継します。

以上